

2023-2-17 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（第7回）

○双川医事課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第7回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催いたします。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてですが、本日は福島構成員より欠席との御連絡をいただいております。また、安保構成員は、多少遅れて参加すると伺っております。

なお、本日は座長と御相談させていただき、要望書提出団体から追加提出資料の御説明のため、全国リハビリテーション学校協会西田事務局長にオブザーバーとしての御参加をお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

（首肯する構成員あり）

○双川医事課長補佐 よろしいですか。

それでは、西田参考人追加資料について、後ほど御説明をよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料ですが、資料1、資料2-1、資料2-2、参考資料1～12となっております。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、構成員の皆様へのお願いとなりますが、御発言される際には、Zoomサービス内の「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックしていただき、座長の指名を受けた後に、マイクのミュートを解除の上、御発言いただきますようお願いいたします。また、御発言終了後には、マイクを再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

では、座長、お願いいたします。

○江頭座長 座長 座長を拝命しております東京大学、江頭です。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。活発な御議論をお願いできればと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題ですけれども、2つありまして、1つ目が、教員資格及び教育内容等における第三者による外部評価の実施についてということ。それから、2つ目が、以前からの課題でもあります、教員に関する事項についてということで、こちらは主に2つの論点があるかと思っております。

それでは初めに、議題1「言語聴覚士の教員資格及び教育内容等における第三者による外部評価の実施について」ということで、資料1の御説明を板橋さんからよろしくお願いいたします。

○医事課板橋 事務局、板橋です。

資料の説明に移らせていただければと思います。

資料1「教員資格、教育内容等における第三者による外部評価の実施について」となっ

ております。

映させていただいているページ、こちらが団体からいただきました要望書の前半部分、それから、3ページ目、後半部分となります。今回、検討させていただく内容は、その他、4番にある事項として、「第三者による外部評価について」をやらせていただければと思います。

おめくりいただきまして、4ページ目になります。関係団体からの要望の内容として、まず、養成施設の質の確保を図るために、指定規則、指導ガイドラインで定める範囲として、教員資格、教育内容等における評価制度の実施について、関係団体から以下のような見直し提案がございました。

今のところ、制度として、評価に関するものの記載はございません。こちらについて、提案の内容としましては、追加として、教育資格及び教育内容等に関して、定期的に第三者による外部評価とその結果の公表について、継続的に実施するものとなっております。

要望書の中には、一部抜粋として、ここに書かせていただいているものがございしますが、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が行っている評価がございします。

こちらの評価の内容としましては、この機構が行っている方法に従ってハラスメント等の内容を評価するとなっております。また、評価基準、そして、評価料等ございします。

5ページ目、こちらはあくまで参考というような形でお話しさせていただきますが、文部科学省で行っているものとなります。大学等に係る評価等について、学校教育法に基づく評価となりますが、各大学設置基準等には、機関別認証評価と分野別認証評価があります。

内容としましては、組織の運営や設備等を7年以内の期間という形での認証評価、また、分野別のところでは、教育課程、そして、教員組織、こういったものを5年以内の見直しがございします。

6ページ目、今回の内容についての論点、懸念点、そして、事務局の提案をまとめさせていただきます。この第三者による外部評価の実施について、まず、言語聴覚士の教育において、定期的な第三者による外部評価を実施する必要性に関し、どのような理由が現在あるのか。

また、第三者による外部評価を委託できる組織が現時点で幾つあるのかをお示しいたきたいと思っております。

理学療法士、作業療法士は指導ガイドラインの中で、一般的な事項として、まずは自己点検及び自己評価・公表を毎年行うことにさせていただいております。その上で、第三者による評価を5年以内に受ける。そして、その結果を公表すること、これを努めるとさせていただいております。その上で、先に事務局の提案をお出しすることとなりますが、まずは、このように言語聴覚士をまとめていくのはどうかということを御提示させていただいております。

資料については、以上となります。

○江頭座長 ありがとうございます。

大学等に係る評価他職種での実施状況ですね。参考になる情報を御提示いただいた上で、要望に関する論点、懸念点、最後のところだと思いますけれども、それから、事務局からの提案ということで、6ページ目の下のほうになるかと思います。

では、早速、議題1について御意見をいただきたいと思います。6ページ目が1つ、今回の論点で重要なところかと思います。

あと、参考資料ということで、土井構成員と安保構成員から、こちらの点についても文書であらかじめ意見いただいているということで、参考資料10、参考資料11ということで、こちらも併せて御確認をいただいた上で御意見いただければと思っています。参考資料10は土井構成員からものですが、1.2.と、2つ目の論点についてもありますけれども、この真ん中にある1.のほうですね。こちらのほうが第3者評価に関するところ。参考資料11については、安保構成員からですが、これは全体がそうだとということになっています。土井先生は、今、ちょっと御発言できないですかね。もしできるような状況があれば、また、御説明いただいてもいいかなと思います。

それでは、皆様から御意見等をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。「手を挙げる」機能でお願いしたいと思います。

神村先生、お願いします。

○神村構成員 神村でございます。

第3者による外部評価の重要性については、どの先生もほとんどお認めいただけるところだと思っておりましたけれども、安保先生、土井先生の御意見を拝見いたしまして、評価をするのであれば、複数の評価機関があつてこそ、その評価機関そのものが信頼されると存じております。ですから、御提案のように、土井先生からは、複数の第3者評価実施機関が必要であろうという御意見。それから、参考資料11では、安保先生からは、一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構もその評価機関を担えるのではないかと、御意見をいただいておりますので、それは大変有用な御意見だと存じております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 私も、この評価機関が複数あつたほうが望ましいということについては、賛成です。ただ、これまでの歴史をお話ししますと、今の才藤先生が理事長をやっておられる一般社団法人リハビリテーション教育評価機構は、もともとは私が文部科学省から来ておられる医事課長さんにもう少し早く指定規則の改正をしてほしいというお願いをしたときに、どちらかという、相当強く医事課から、まず第3者認証評価機構を学校協会とかPT協会、OT協会等と協力して、認証評価機構をつくるということをぜひしてくださいと、こういう話になりまして、私自身もそういうことだなと思って、この評価機構は実を言う

と、日本理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会、あと、我々学校協会が、基礎的な経費を500万とか1000万とか各団体が支出をして、これは相当議論があったのですが、けれども、例えば理学療法士協会の半田先生も、相当強く教育の質の問題を何とかしてほしいということを言われて、3協会と学校協会が協力してつくった団体です。

私自身も、例えば薬学部の第三者評価機構とか、7年に1回の大学の高等教育評価機構とか、1回当たり何百万という金額とか、この間、うちはたしか7年に1回の評価機構は、700万とか800万とか忘れちゃったけれども、巨額の金を取られて、学校経営者として、これはもう耐えられないということで、先ほど、資料にちょっと出ましたけれども、評価の金額そのものも1桁万とか、12万とか、単位ごとに7万円とか、こういう話で、ここに評価料が被会員校に対する評価金額についてどうするのかという話があって、この間、評価機構の話は、私は理事長ではないので、私が軽々には、本当はこのメンバーに才藤先生に入っていたらよかったですけれども、金額は一元的にするということを決められているという話を私も聞いています。

ですから、私自身は、例えば、大学経営者として、高等教育機構と私大連盟がつくっている評価機構と、3つか4つあって、そこから選べるということ自身はいいと思いますけれども、実態的に見たときに、結局、この評価そのものが、例えば日本理学療法士協会などが、むしろ、学校の教育の質を上げたいということで、事務局なども、経理部とか何とかも全部サポートして、恐らくほかの看護の評価機構とか、薬学部の評価機構とか、ほかの評価機構に比べると、評価料が10分の1の金額ぐらいでやれるという、学校経営にとって打撃がない形を取っているということは、皆さん知っておいていただければ。

その中で、ほかの評価機構を立ち上げたときに、それなりの形ができるのかということと、それと、今、私自身は、看護とか薬学とかいろいろなところの評価を我々は受ける立場で、いつも私がすごく怒っているのは、経営者として申し上げているのは、大学の理念とか、ガバナンスと言ったらおかしいけれども、例えば、教授会で、タコつぼ的な教育をして、医局制度みたいなものの評価に来る人が、自分の何かわけの分からない哲学的なことを押しつけるようなことが何回かほかの団体であったものですから、私は、この評価機構をつくるときに、才藤先生にお願いをして、学校に負荷がかからなくて、どちらかというと今の評価機構の在り方は、結局、昔は、学校が少なかったときに、厚生労働省の医事課の方が定期的に監査に来られたり、地方公共団体全部落としたわけですね。それで、ある程度県のほうも、理学療法士の教育が全然分からないような形で、それで、監査にも行ってないと。この評価機構の今の在り方は、どちらかというと、昔のそういう適時調査みたいな、そういう本当に簡便な、教員が法定規定数をきちんと満たしているとか、最低がきちんとあるのかとか、そういうそういう哲学的な理念とかということにはあんまり入らずに、むしろ、事務的な検査をきちんとした形で、定期的にやっているというのが今の現状でございます。

ですから、ほかのいろいろな団体の評価の認証を受けている立場から言うと、ここの評

価機構の在り方は、非常に安くて、理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会が、自分らの理想を掲げる中で、どういう教育をしてほしいかというようなことも含めて、3団体と学校協会が協力してつくった団体だということでございます。

ただ、私は前から、最初のPT、OTのときに、必ず評価機構の評価を受けることというふうに厚生労働省に書かれたときに、そのときには厚生労働省が、自分らがつくれと言ったから、ある程度そういうようなことで御配慮していただいたというのは、僕は、そのときも、これはちょっと書き過ぎではないかと。ある程度ほかの団体でいいところが出てきて、評価されるのだったら、それはそれでいいということにしかすぎないので。

ですから、ほかの団体がどうのこうのとかそういうことは別にして、指定規則に書く言葉としては、ここに書いてあるとおりのことで、別にここに書いてある中で見たときに、ほかの評価機構をつくるなどかいうことは触れてないわけですので、今のこういう形の書きぶりでやっていただければ、それで、逆に言えば、そういう別の評価機構ができたり、いろいろなことがあれば、それはそれで受け止めてやっていくということなのではないかと、私自身は思っています。

○江頭座長 ありがとうございます。

安保構成員が入っていますが、土井先生の4番目が実は質問形式になっているので、これは、板橋さん御回答いただくことはできますか。PT及びOTの状況についてということで、多分、参考になるだろうという御意見だと思うのですが、複数から選択できる状況なのか、無償なのか有償なのか。文部科学省、厚生労働省の関わりはどうかというその3点かと思います。

○医事課板橋 ありがとうございます。

土井先生からいただいている御質問の4番目についてのお答えをこちらのほうでさせていただければと思います。

まず、複数の評価機構からの選択できる形になっているのかというところ、現時点、この事務局提案の書きに関しては、特に第3者の指定ということはございませんので、選択を学校側で行うことは可能でございます。

2つ目、外部評価が無償で行われているか、有償で行われているか。こちら辺に関しては、こちらのほうで、そこに関しても何か規定はございませんので、その団体のやり方となってきます。

資料の中で加えさせていただきました4ページ目にあります、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構に関しての評価料は、4ページ目にあるとおりとなっております。

次に、3)としまして、厚生労働省と文部科学省が、PT及びOTの実際の外部評価にどのように関与しているのかというところに関してです。厚生労働省に関しては、ここについて何か関与しているというところは特にはございません。理学療法士、作業療法士が、過去、これを前回の改定のときに導入したというところでのこちらとしても認識はしております、実際にそのところでの評価に関しては何かということとは規定していないところ

でございます。

文部科学省に関してというのは、ここでは記載されているのですが、菊池さんのほうで何かありますでしょうか。

○江頭座長 これも関与してないのかなと思いますが。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 そうです。文部科学省も関与はしておりません。

○江頭座長 恐らく第3者評価というか、そういうものだと思います。

高木先生、何かございますか。

○高木構成員 我々評価機構で、例えばきちんとした教員をそろえてないとか、あまりにも雑な運営を。本当は、この評価機構は、こんな簡単な検査ぐらいでつくる意味があるのだろうかとは思ったのですけれども、学校経営者の中には結構変わった人がいて、教員の数を無視して、全然増やすつもりはないとか、実を言うと、ちょっと劣悪ないろいろな学校が数校散見されました。そのときには、評価機構と我々学校協会が話し合っ、あまりにもひどいと思ったときには、今、学校の許認可は各県に下りていますから、県に通知をして、行政的にももう少ししっかりしたことをしていただきたいという協議はこれまで数回行っております。そういう意味での関わり合いです。そういうものも全部お届けするようなことも考え、ただ、ホームページを見れば、全部の評価の全体は評価機構を見れば出ておりますので。

○江頭座長 ありがとうございます。

もし可能であれば、安保先生、参考資料11に関して少し補足があればお願いできればと思います。

○安保構成員 すみません、遅れて申し訳ないです。安保です。

この検討会で、第3者における外部評価を実施するということの意見を求められました。資料2-2において、自己点検及び自己評価とか公表を毎年行って、5年ごとに外部評価として努力義務をという提案をいただいているわけですが、1団体が挙げられておりますけれども、数団体を挙げて、その中から選択されるというのも1つなのかなというふうな。その評価内容とかは、今後、指定に基づいて実施の内容をきちんと決まったものをしていなければならないと思うのですけれども、1つとして、一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構がございまして、こちらは、社員はリハ学会や耳鼻科学会とかですね。あと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士も入っているので、こういうところも第3者評価を少しできるころだと考えておりますので、1つ挙げているという団体が駄目というわけではなくて、選択できる範囲を少しつくっておいたほうが、第3者評価として、システムとしては適任なのではないかと思ひまして、提案をさせていただきました。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様からいかがでしょうか。

深浦構成員。

○深浦構成員 どうもありがとうございます。

先ほどからお話がありますように、第3者評価は、教育の理想を随時担保していくという意味で私どもも必要だということで、この指定規則等に関する検討始まる前から、理学療法士、作業療法士とともにリハビリテーション教育評価機構に参画をしております。私どもはちょっと若いのですが、理学療法士、作業療法士はそういう養成教育を長くされていますので、その質をきちんと担保していきたいということで、先ほど高木先生からお話がありましたが、学校協会を含む4者でこういうものをつくって、そういう学校の質をきちんと担保して、それを国民に知らせたほうがいいのではないかとということで開始したものです。こういう枠組みが必要だと思います。

複数の団体があったほうが良いという御意見はそのとおりですが、それが実現可能なのかどうかというのは、私もちょっとクエスチョンマークのところがありまして、そこら辺も担保されるような状況があれば、それにこしたことはないだろうと思います。しかし、我々、今、そこでの実施を毎年相当数の養成校にたいして一生懸命やっていますので、これもなかなか大変な事業です。我々の仲間たちがあちらこちらの学校にお伺いして、いろいろ中身を見せていただくということをやっておりますので、結構大変な作業だと考えております。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

6ページに戻っていただくと、論点・懸念点の1つ目のポツは、実施する理由は、質の保証が非常に重要であるということで、これはあまり異論もなく。

それから、委託できる組織は、1つは今確実にあって、もう一つありそうだと。これから第3者評価はいろいろなところで、社会の中で教育機関に対するということですが、あらゆる分野で多分できてくるのだろうということもありますので、複数できるような状況でもあるということ踏まえて、そのことは特に書き込むということではないのですけれども、下の提案内容としては、毎年、自己点検を行って、公表するという。それから、第3者による評価を受け、それを公表するように努めると。これは5年ごとかと思えますけれども、そういう提案ということで、おおむね、このことに関しては合意いただいたのかなと思っておりますが、この事務局提案でよろしいでしょうかね。

(首肯する構成員あり)

○江頭座長 今、ちょっと気づいたのは、5年以内ですか。5年ごとですか。

○双川医事課長補佐 5年以内ごとです。

○江頭座長 5年以内ごとですね。多分、5年ごとですね。そこはちょっと細かい修正はしておいたほうがいいのかないかと思いましたが、それで、よろしく願いいたします。それで、合意が取れたということで、事務局提案にその修正だけ入れるということにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、次の議題2です。「教員に関する事項」ということで、まず、事務局から資料2-1、それから、西田参考人に参加いただいておりますので、関連する資料として、

参考資料4と7、8ですかね。それから、資料2-2に戻っていただいて、こちらは事務局からということをお願いできればと思います。

では、板橋さんからお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。資料の共有をさせていただきます。資料2-1「前回の検討会における教員に関する事項への主な意見及びその意見を踏まえた対応状況について」説明させていただきます。

めくっていただきまして、2ページ以降、前回の検討会で使わせていただいた資料となっております。まず、教員の要件に関する事項を団体の提案を基につくらせていただいています。人数を増やすこと、また、教員の要件として、それに加える内容としてどのようなものが必要かということをお提案いただいております。

追加する内容としましては、研修会等を行う。その研修会に関しては指針を用いてその内容のとおり進めていくというふうになっております。編集の内容については、17単位の360時間でどうかという御提案をいただきました。6ページ目までのところが、その要望に関する内容となっております、7ページ目、8ページ目、こちらに関しては、この要望に対する構成員の先生方よりいただきました前回の議事録で載せております内容となりますが、いただいている、その御意見についてとなります。

まず、専任教員の要件として追加を要望する講習会の実施方法と内容に関する事項での御意見となっております。一部では、3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含めた、参加しやすさを考慮して柔軟性に配慮すべきではないかという御意見をいただいています。

また、専任教員の要件として、追加を要望する講習会の免除に関する事項について幾つかいただきました。そして、その他という形で専任教員の要件に関する事項、幾つもの御意見をいただいております。

9ページ目に移ります。これらを踏まえて、対応の状況について1枚にまとめさせていただきます。

○1つ目のところ。前回の検討会において、日本言語聴覚士協会と全国リハビリテーション学校協会の専任教員要件の見直しに関する要望に対して、事務局による確認事項と懸念点、構成員からの御意見、これが多岐にわたり出てきたという状況となっております。

こうした状況を踏まえて、事務局において、主に以下の論点について検討会の場において、構成員に御議論いただけるよう、当該の要望団体から要望内容の趣旨を改めて確認するとともに、意見の調整を行わせていただきました。その主な論点が、専任教員の人数を1名増員すること、また、専任教員の新たな要件として、質の観点から講習会等、一つの基準を設けることの論点となっております。

こうした調整を経て、団体から、再度の要望の訂正、それから、要望内容の補足の資料を御提示いただいています。参考資料4、7、8がそのようなものとなっております。

これらを踏まえて、資料2-2が、論点のような事務局提案の資料となっておりますが、



御確認いただければと思っております。資料2-1は、前回までの検討の状況というところで御説明させていただきました。

以上となります。

○江頭座長 それでは、西田先生お願いします。

○西田参考人 それでは、説明をさせていただきます。

今、説明のあった資料2-1の前回までの内容に関する事項の補足説明となります。資料としましては、参考資料4及び参考資料7と8を使用しますので、お手元に御準備いただければと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

まず、参考資料4になります。こちらは参考資料2-2で改めて、再度、提案等もあるかと思いますが、専任教員講習会の開催指針（案）の修正となります。今回、再修正（案）の黄色でハイライトをしているところを御覧ください。

まず、5番の「教育におけるテーマ」が決定しましたので、1）～6）としてテーマを設定しております。

6番、「その他の要件」。こちらにつきましても、これまでの理学療法士、作業療法士の専任教員講習会の内容を踏まえ、言語聴覚士の専任教員講習会でも、要件として、まず、6.の（1）大学等において既に履修した科目については、免除することができる。（2）以下の講習会を修了した者については、一部科目を免除するとともに、講習会を実施する者は、一部科目を免除したプログラムの講習会を実施することが可能である。

その講習会が、今回の最初の提案でも出ている厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団（PMET）が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会、ページをめくっていただきまして、今回設定しております言語聴覚士臨床実習指導者講習会、さらに、全国リハビリテーション学校協会、日本言語聴覚士協会が実施する研修のうち、厚生労働省が指定した研修ということで、その他の要件を設定しております。

また、先ほども前回の検討会でも出ました（3）eラーニングによる実施の場合ということで、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

（4）科目の評価については、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価も可能である。

さらに、（5）として、単位、時間数の考え方は、大学設置基準（第二十一条第二項の規定）に準ずること。としております。

以上が参考資料4の説明となります。

続きまして、参考資料7に移りたいと思います。こちら、前回までの検討会で議論をいただいた内容の補足となります。ページが多いですので、要点を絞って説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。3ページがこれまでの説明で用いた資料となります。

今回、左側の専任教員の1人当たりの1週間の担当時間数を、当初10時間ということで要望を出しておりましたが、今回、後ほど説明しますが、こちらは15時間を標準とするということで、改めて提案をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、4ページをお開きください。こちらが御意見等を踏まえた回答となっております。1つ目の専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのかということで、言語聴覚士、リハビリテーションでも、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士ということで、臨床現場の状況、あとは、臨床技能の研さんは生涯学習となりますので、教員となってからも、しっかりと生涯学習として臨床能力の向上は必要であるということが前提となり、こちらの言語聴覚士協会の資料からも分かる通り、学内に臨床施設を持つ養成校、持たない養成校におきましても、学外での臨床活動は可能ということで、今回の要望書にもしっかりと言語聴覚士が臨床能力の向上に努めることということで要望をしております。

下の専任教員の担当授業時間数に関しましては、先ほど記載しましたが、当初10時間と要望していましたが、今回、修正として15時間の現行を維持するというので提案をしております。

続きまして、5ページです。こちらが専任教員の増員ということで、各修業年限で1名専任教員の増員を要望しております。

6ページをお開きください。これまでの調査等も含めまして、現状の確認をしております。こちらは、後ほど、参考資料でもお伝えしますが、養成施設としては、教育の質向上には増員の1名は必要な要望であると考えております。

7ページをお開きください。7ページとしまして、こちら1週間当たりの担当時間、こちらはしっかりと時間数として徹底をすべき事項であるということで、現行の15時間をそのまま移行というか、今回の要望でも残すこととなります。こちらは、下のほうにも書いてある通り、最初の10時間の要望にしますと、1人では賅えないというところが計算上はあります。こちらについては、事前の協議の中で、この内容を踏まえて、当初は2～3名の増員を要望事項に挙がってはいたのですが、妥当な人員配置では、現行15時間を超えている養成校が多くありますので、特に2年生、1年生の課程はカリキュラムがかなり密になっているということで、今回はあまり多くならないということも含めて15時間を踏襲して、今回の10時間との人数の整合性を取っております。

最後、8ページをお開きください。こちらは言語聴覚士の業務につきまして、経験年数になりますが、こちらについても専門領域の教員の配置ということで、これをしっかりと表記することが必要だと考えております。こちらの教員数の増員に関しましては、今回、全国リハビリテーション学校協会におきましては、組織率、資料にも出ており、82校中77校の会員校ということで、94%の組織率を取っています。同意の流れとしましては、これまでも令和3年度の総会、6月26日に行いましたが、そこで説明、同意。ただ、ここでは、要望書がかなり多くなりますので、事前に4月6日の時点で各養成校に要望（案）

を周知して、しっかりと内容を確認いただいた上での総会出席ということで、同意を得ております。加えて、修正事項も出てきておりますので、令和4年度の総会においても、説明、同意を得ております。さらに、協議を進めまして、令和4年度の第2回理事会において、もう一度しっかりと議論を尽くしております。こちらの理事会でも、挙手による同意も含めて、同意が得られているということで進めております。

そのまま同じ内容となりますので、参考資料8の説明を先にさせていただきます。その中で、2年制の養成校については、この状況も踏まえて、もう一度確認のアンケートを取った結果のまとめとなっております。

こちらの1枚目の上のほうが要約となります。今回、22校の養成会員校のうち21校から回答が得られています。こちら回答が得られてない1校は、募集停止ということですので、全ての養成校から回答を得たということで、結果が出ました。このアンケートは、下のほうに四角で囲ってあるとおり、今回、専任教員の責任者を、法人の代表者の2部署にアンケートを取っております。

このアンケートの結果になりますが、まずは、ページをめくっていただきまして、要望書の人数が配置されているか、されていないかということで、要望書の人数が配置されていないというところで、21校中16校が配置されていないという状況であります。アンケートの状況ではそのようになっております。ただ、全国リハビリテーション学校協会の名簿は、各養成校から、教員の名簿まで提出していただいております。そこから考えると、2年制の課程では55%、半分が現状では1名増員のところは満たしていないというところがあります。養成校の中でその確認が、ちょっとそごが起きているところは見られます。その配置されていないところの教員責任者、法人代表者におきましても、専任教員の増員が必要であるかという問いに関しては、必要であるというものが教員の責任者では16校中14名、法人の代表者では14校中9名（64.3%）で、教員の増員は必要だという意向が確認できております。

ページを戻っていただきまして、「アンケートの結果のまとめ」。増員が必要でないという回答があった法人代表者の2校につきましては、その上に書いてあるとおり、A校からは、事務的業務の軽減（事務部門との調整）、教務の分担、担任制の活用、ICTの活用、あとは、B校としては、事務員によるサポートを増やす、DXによる業務の効率化というコメントをいただいております。ただ、言語聴覚士の教育につきましては、実習・演習、そういったDXやICTでは鍛えることができない教育が多岐にわたりますので、実現可能性としては、こちらは少し低いのではないかと分かります。

これらを踏まえまして、要望書としては1名増員ということで、今回、要望を出させていただきました。

それでは、参考資料7に移りまして、最後、専任教員の要件について説明をさせていただきます。スライド11ページをお開きください。

こちらは専任教員になるための先ほどの講習会の件になります。真ん中あたりに、360時

間講習の実施母体として、日本言語聴覚士協会、全国リハビリテーション学校協会というところを指針に沿って開催という記載に変更を行います。免除要件等は、先ほど参考資料4で説明したとおりとなります。

では、ページをめくっていただきまして、13ページをお開きください。ここからは、360時間講習と、今回、教員要件に含めている教育学4単位との整合性ということで御意見をいただいております。こちらが15ページまで続くものになるのですが、今回、要望書では、科目と履修を要望していましたが、そちらは取下げをさせていただきます。

今回、360時間講習と教育学4単位の整合性というところになりますが、まず前提として、先行して指定規則改定が行われた理学療法士・作業療法士の指定規則にある専任教員養成講習会の360時間を参考としている。

そのほか、看護教員になるための講習会が、PT、OTのときは720時間ありましたが、今、ちょっと時間数が減って660時間になっておりますが、そちらと教育学との整合性についても、参考として検討しまして、今回は、理学療法士・作業療法士と同等レベルの教育が言語聴覚士では必要だということで360時間講習としております。

さらに、4単位というところで、これは学部の養成課程の中での4単位、または、大学院の養成課程、履修の中での4単位としておりますので、一つの学位を取得するプログラムの中における4単位という位置づけがありますので、こちらで360時間との整合性を検討いたしました。

16ページになります。16ページは5年以下の者の取扱いになりますが、こちらも説明のとおりになりますが、1段落目の最後、業務経験5年未満の場合には、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員が該当しない。それから、3段落目、ただし、医育機関に従事する経験5年未満の言語聴覚士の場合には、業務経験を積む努力をし、さらに、現任の教員についても教育学に関する科目4単位で修める、あるいは専任教員講習会（360時間）を受講するよう努めることが望ましいということで、しっかりと推奨をして、教員の質を高めていくということで、この提案の要望を進めております。

それでは、19ページをお開きください。こちらが実際の360時間講習の中で、先ほどの御意見いただいている内容のeラーニングでの講習になります。こちらについては、もう既に、理学療法士・作業療法士、さらに、看護の教員の講習会でも一部認めております。こちらは言語聴覚士の養成講習会につきましても、eラーニング等を用いて柔軟に講習するという進めております。

以上が、私からの説明となります。ありがとうございました。

○江頭座長 ありがとうございました。

では、続きまして、資料2-2で、板橋さんお願いします。

○医事課板橋 ありがとうございます。資料2-2に移らせていただければと思います。

教員に関する事項における事務局の提案、それから、再審議事項を用意させていただいております。

ページめくりまして、2ページ目、「専任教員の数及び教員の要件」についてまとめております。

めくっていただきまして、3ページ目、構成員の先生方から、前回の検討会のときにいただいている御意見、関係する部分を抜粋してきたと見ていただければと思います。専任教員の1名1週間当たりの担当する授業時間数が、教員が実習について行く場合もあるため、10時間を標準とするのは無理があるだろうと御意見をいただいています。また、ほかには、言語聴覚士の業務は音声・言語・聴覚の障害等様々あるため、臨床の業務経験が一律に年限だけでなく、少なくとも複数の領域で経験があるものとしてはどうかという御意見もありました。

また、先ほど西田先生からいただきました説明の中から抜粋してきていると見ていただければと思います。幾つか関係する部分としてありますが、まずは、1つ目としては、1人1週間当たりの担当の授業時間数、1週間当たり標準15時間を10時間とすること。この要望自体を取り下げるといふ御回答（案）をいただいたりはしてしております。

また、教員は複数の領域で経験がある者よりも、各領域の専門性を持って教授できる教員がそろっていることが最も重要視すべきといふような御回答をいただいております。

そのほかには、専任教員の数の引き上げに関する要望の提出に当たり、各養成施設から事前に賛同を得ていたことの再確認、そして、賛同の確認が不十分であった養成施設に対して、改めて一部意向の確認等を行うとしております。それについては、先ほどの説明の中で十分なところがありますので、割愛をさせていただきます。

4ページ目、今回、議論いただくに当たっての参考の情報として載せさせていただきました。

まず言語聴覚士、今回、8単位増を考えて動こうとしていくところがあります。その場合の1週間当たりの担当する授業時間数にどれぐらいの負荷があるかというのを出させていただいているのが、この(1)番となっています。修業年限3年以上の課程、1人当たりの増加する時間数は、主に、+0.7時間以下となります。こちらに関しては、プラスアルファとして授業を行いますので、その前後の準備に関する時間も加算されてくるという想定でおります。ほかに、3年以上の課程から2年以上または1年以上に圧縮された場合には、+1.3時間以下の授業時間。そして、1年以上のところでは3.3時間以下の時間が加算されるとなっております。計算式については、ここに書かれているとおりとなります。

そのほかにも、言語聴覚士に関して、その教育の養成課程において、特殊性というところがございまして、この職種自体は、コミュニケーションに関する内容での教育が重要視されてくるところがありますので、ほかの職種に比べれば、教えるに当たっての人数も限った形で行う方がいいのではないかと考えてきます。そういった部分での特殊性というところを、ここで1～3点お出しさせていただきました。

そして、(3)番、これは団体から出していただいている養成の状況としての情報にはなりますが、大学の場合、1週間当たりの実務状況として、専任教員に関しては、授業が

15.2時間、それが合計として41.5時間を1週間当たりに行われていると。法定労働時間が、大体1週間当たり40時間を目安に見ていただければと思います。

そのほか、3年課程では、授業時間が現時点では13.2時間、全体として40.9時間。2年課程のところでは、14.2時間の授業、そして、合計して34.0時間を実務時間とされているという調査情報となっております。

そのほか、5ページ目。こちらに関しては、他職種との並びの情報を載せさせていただきました。3年以上の課程として、医療関係職種、ほかにあるところに関しては、単位数は大体100単位ぐらいで並んでいるような状況となっております。今回、言語聴覚士の単位数も8単位追加となれば101単位となります。

また、この職種、1学級の定員に関しては、看護師であれば40名以下という学級になっており、言語聴覚士に関しては10名以上30名以下と現在となっております。今回の専任教員の数に関して、言語聴覚士に関しては、現在5名以上となっております。ほかの職種と比べて人数がどのようになっているかというのを見ていただければと思います。

そのほか、専任教員の1週間当たりの標準とする担当授業時間数に関して、看護師であれば15時間を標準とするというものがございます。ほかの職種で言えば、規定がなし、また、10時間となっている職種もあり、言語聴覚士は15時間となっております。

この5名以上、15時間というところで、全体の専任教員の数で見たときの1週間当たりの授業の担当できる許容量が最後のこの欄となっております。看護師で言えば8名以上、そして、1人当たりが15時間の授業を担当できる。合計すると120時間の授業が1週間で行えるようになります。理学療法士・作業療法士で言えば6名、そして、1人当たり10時間、全体としては60時間となります。言語聴覚士は今5名、そして、15時間、75時間の授業ができるようになります。今回、6名に1名追加したときを見ていただければと思います。

そして、このページの下欄にありますのは、理学療法士・作業療法士の前回のカリキュラムの改定するとき、どのような改正をしているのかというのをここで示させていただきました。理学療法士・作業療法士の改正の状況と言語聴覚士の状況を、今回の検討会の中では見比べるというところが多々ありましたので、載せさせていただいています。

この職種は、単位数に関しては93単位から単位数増して101単位となっております。その間、専任教員の数に関しては、もともと6名以上となっていたところからの変更は行っておらず、また、担当の時間数を、10時間を標準とするところからの変更も行っておりません。

とりまとめ報告書の中では、1人1週間当たりの担当時間数について、今回の見直しによる影響などを踏まえた検討が必要であるということで、次回の見直しで検証も踏まえて検討すると考えられて、変更は単位数のみとなっていたという状況となっております。

参考情報の3番目となります。こちらはほかの職種との並びを見ているものには変わりはないのですが、2年以上の課程、また、1年以上の課程がある職種との並びのところを見っております。見方は、3年以上の課程と全く一緒なので、そこところは割愛させていた

できますが、違いというようなところで言えば、単位数、臨床工学技師で言えば、2年制以上の課程で87単位、理学療法士・作業療法士は66単位、間、約20単位となっております。専任教員の数、5名以上、5名以上、そこは変わらずとなっております。1年以上の課程に関して、単位数は、臨床工学技師は87単位、義肢装具士で52単位、間、25単位のところで、専任教員に関しては4名となっております。単位数の違いが大きく出てきているという状況で、専任教員の数はそのまま変わらずとなっております。

論点のページに移ります。事務局の提案と、再審議事項として、専任教員の数と教員の要件に関して、構成員の御意見を踏まえた事務局の提案としては、言語聴覚士の養成は、担当科目に応じてそれぞれの担当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士、またはその分野を専攻する者が教員であることを原則とし、専任教員は、医師、歯科医師、言語聴覚士とすることを1つ提案させていただきます。

また、専任教員の従事規制としましては、働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点・質保証の観点等を踏まえて、専らの従事を求めることはせずに、また、臨床能力の向上を求めることについては、特に養成所では雇用の形態により実施困難なこともあるため、自助努力の扱いとさせていただくことを提案させていただきます。

養成施設は、専任教員から1名以上の臨床実習の進捗管理等を行う者を定めることとする。

そして、専任教員の増員が必要か否かは、次ページの参考資料、元のページのところですね、4ページ目、5ページ目、6ページ目、このところに関して、改めてお諮りさせていただいて、内容を決めさせていただければと思います。

再審議事項としてここで載せさせていただいている、「案1：基準を見直し、増員」、または「案2：基準を見直さず、増員を推奨する」、こういったものを挙げさせていただければと思っております。

8ページ目以降の説明に移らせていただきます。「専任教員になるための要件」についてまとめさせていただきました。

同じように、こちらのページは、上2つに関しては、構成員からいただきました前回の御意見をまとめさせていただいています。幾つか御説明させていただきますと、3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含めて、参加しやすさを考慮して柔軟にすべきではないか。

また、理学療法士・作業療法士の専任教員の講習会は、3分の2は対面、3分の1はeラーニングという規定があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延する今般は、全てオンラインで実施することがあったと。これが認められてきましたので、言語聴覚士の講習会の指針案に併せて当該職種の講習の指針も見直してはどうかという御意見もありました。

ほかに、講習会の受講の免除に関する部分については、大学を卒業すれば一律免除するのはよくないのではないか。また、どのような大学を卒業しているか、どういうことを履

修しているかにより、大分違いがあるため、大学卒業が研究方法、管理や運営の30時間と60時間を免除するとすべきではないのではないかという御意見等がありました。

団体からの補足の説明・訂正に関しては、西田先生から御説明をいただいた内容によりますが、幾つかここでは書かせていただいているような状況となっております。教育学に関する科目4単位を履修すれば180時間の講習会が最も整合性があると考えますが、既に理学療法士・作業療法士では同様の講習を360時間で実施している。言語聴覚士に独自に求められる科目と、理学療法士・作業療法士と同等の教育内容及び教育レベルが要求されると考えられる科目を積み上げた結果360時間となったという回答をいただいたりしています。

ここからは事務局の提案となりますが、構成員の先生方の御意見を踏まえてのものとなっております。

1つ目としては、言語聴覚士の専任教員は、施行までに専任教員である者を除き、全員に業務経験と大学での教育学等の履修とともに卒業を求めることとし、科目のみ後から履修や一部履修免除は認めないという形を提案させていただきます。

また、もう一つ目として、ただし、施行時において既に専任教員の資格を持つ者や、業務経験があり、かつ大学で履修し卒業等する以上の教育内容として新たに指定する講習内容にて、厚生労働省に指定された団体が実施する講習を修了した者については、大学で履修し卒業等は求めないことはどうかという提案をさせていただきます。

括弧書きとしまして、なお、業務経験を求める範囲が、要望書において全員に求められる記載箇所と人数制限を入れた記載箇所の矛盾がありましたため、今回、構成員の御意見を基に事務局の提案はつくらせていただいた次第となっております。

次のページ、11ページ目。講習会を行うに当たってのその指針について。団体から御提示いただきました指針案というところに加筆という形での御提案となります。

事業形態の規制。これは全体の割合で示すのではなく、次のページにありますカリキュラム例というところでの教育の内容ごとに定めることとし、講習への参加しやすさも配慮するため、講義においてオンデマンドでの実施を含め柔軟に行えるものとする。

また、講習会におけるテーマは、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識を必須項目として明示的にする。そして、講習会における教育内容・目標・単位数の内訳、これらについては次のカリキュラム例を参考として定めるという形を取らせていただければと思っております。カリキュラム例については、こちらのページを参照いただければと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

○江頭座長 資料の説明ありがとうございました。

前回の要望書内容に対する確認事項、懸念点、多岐にわたる御意見があったということです。これを踏まえて、要望書提出団体と事務局における集約に向けて意見調整が行われたと。要望書提出団体からは、再審議事項、要望事項の補足説明資料が提出され、御説明いただいたということで、これらを検討の結果を踏まえて、事務局による改めでの提案



となっているということになります。

それから、特に専任教員の増員が必要か否かということでは、事務局からの提案ということではなく、参考の情報を出させていただいたということで、改めて構成員の皆様に御意見を伺って、落とすところをどこにするかということをしたという、そういう資料になっているかと思います。

それでは、順番に少し検討をしていきたいと思います。ちょっといろいろ複雑な資料だったとは思いますが、今日何とかまとめて、次回は全体のとりまとめということにしたいと思いますので、ぜひ、建設的な御意見をお願いしたいと思っています。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 文部科学省の菊池です。今御覧いただいている7ページ目のところで、補足とコメントです。

真ん中辺に、追加内容で、「1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる」と記載がある部分ですけれども、文部科学省の所管しております大学設置基準について、昨年の10月に改正を行いまして、専任教員については、名称を基幹教員に変更いたしまして、その基幹教員のカウントの仕方ですけれども、これまでは専任教員は1つの大学・学部でしかカウントできなかったのですけれども、基幹教員に変更した際のカウントの仕方として、基準の4分の1までは1つの大学・学部だけでなく、一定の要件を満たせば、複数の大学・学部でカウントできますよと。その代わり、4分の3は1つの大学・学部でしかカウントできませんよという改正をしているところでございます。

そういった状況がある中で、追加内容の「1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる」という点については、このような改正の流れの中であえて書く必要があるのかなという点が少し気になりまして、少なくとも大学については、4分の3というところで担保されていますので、大学については追加の必要はないのかなということで、コメントをさせていただきます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思います。

ここで、私ちょっと理解できないのですが、専任教員という言葉をもう既にここで使っているけれども、とりあえず、それはそれで構わないのですか。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 大学設置基準と指定規則では、あくまで別のものですので、そこで違うというところでは問題はないかと思います。

○江頭座長 大学については読み替えていただくというか、そういう感じでしょうかね。それはちょっとタームの問題なので、ちょっと確認した上でということかと思います。

深浦構成員、お願いいたします。

○深浦構成員 深浦でございます。

7ページ目に関しては、案1と案2になっておりますが、案1という形で、増員ということをお願いをしたいと思います。

今回の改正は、言語聴覚士養成教育の質の向上ということで進められてきました。その

ためにカリキュラムの改正を行ってまいりました。専門科目が2科目増えることや、臨床実習時間数の増加、または教員が臨床技術を高めるために臨床時間を持つことも推奨されています。これらを増やすには時間が必要で、人数が必要だということになります。これらのカリキュラムの改正を受け、養成教育における質を担保するためには、各課程において専任教員が1名増ということが重要なのかなと思っております。

座長、10ページも一緒に。先ほどの西田先生の資料でもありましたけれども、それと一緒に意見を述べてもよろしいでしょうか。

○江頭座長 はい。

○深浦構成員 専任教員の人数でございます。専任教員数は、現行においても、ここの左手の資料に示されているように、言語聴覚士の最低限の人数が規定されています。今回の医事課が準備された変更案、右側になりますが、この規定が示されていません。増えた専門科目の担当や、臨床実習の指導に当たるため、言語聴覚士の専任教員の基準となる人数が設定されてないと、言語聴覚士である専任教員が充足されないのではないかという懸念があります。この規定だけだと、言語聴覚士の専任教員がいなくても、極論すれば、総数が合えば規定を満たすということになるかと思えます。

言語聴覚士の専任教員数の明示については、PTやOTの養成、保健師・助産師・看護師の養成、臨床工学義肢等の他の医療資格においても、全体の専任教員数の記載のほかに、そのうち、理学療法士であれば、理学療法士の資格を持つ教員は何名以上であることというように、要望書の記載どおりとなっております。言語聴覚士である専任教員数を明示することは、この領域の教育の質の担保のために欠かせないと考えております。ぜひ、要望書で提出したように、ここの専任教員数は、1名ずつ増やすことを要望しておりましたが、そういうふうにしていただき、明記をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○江頭座長 ありがとうございます。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 1つは、この教員の数の問題について、これまでの経過をお話ししますと、実を言うと、学校協会と言語聴覚士協会の協働という形で一緒に立ち上げをしたときに、ここの部分は、当初、言語聴覚士協会のほうが相当書き込まれてありまして、私の記憶ですと、1人の増員ではなくて、二、三名増員してほしいというのと、10時間という条項が入っていて、私、それを見たときに、学校の運営の立場から見て、理学療法士と作業療法士と同等ということが常識的な話で、単位数は増えるので、とにかく1名増員ということで、とりまとめできないかということで、私どもの理事会、深浦先生も理事ですし、理学療法士協会・作業療法士協会の会長も含めて。

そのときに私非常に危惧しましたのは、私も学校経営者ですけども、学校経営者の側から教員の数を増やすのは反対だと、こういう議論が出る可能性があるのかなと思ったのですけれども、そのときに、理事全員に一人一人に確認をして、単位数も増えて、こうい

う実習時間も増える中で、特に、もともとPT、OTのあれで言うと、実習の充実が相当大きな課題で、場合によっては病院の現場に実習指導者みたいな形で置いて、実習時間も多かったのでということで、PT、OTのときに、1人増員ということで話がついたという経過がございます。

ですから、私自身は、PT、OTよりも教員の数を減らすことは、特に言語聴覚の場合は分野が、聴覚と高次機能障害とか音声ということで専門が割ときれいに分かれているものですから、理学療法士・作業療法士などは、幾つかの分野を相当やれる方が多いのですけれども、そういう教育の質という面から見ても、実習の充実という面から見ても、ですから、ここは本当に学校協会の中で何度も議論をして、全理事長、構成員にも声をかけながらやってきた話でございますので、厚生労働省の原案どおりで結構ではないかと。

それと、文部科学省がさっき指摘されたことはまさにそのとおりで、事務的な問題なので、特に大学における基幹教員という概念が入るわけですから、それはそういう同じ基準でやられたらいいと思いますし、専門学校全体の専任教員という定義について、これから恐らく専門学校は専門学校で議論されていくと思いますので、ここはそれに併せて、私も法律的な細かいことはあまり分からないので、厚生労働省と文部科学省で、書きぶりについては調整していただければと思うところでございます。

それと、深浦先生から急に言語聴覚士の専任教員のところに医師・歯科医師という、これはなかなか難しく、我々も例えば言語聴覚士の中に精神科とか耳鼻科のお医者さん等を一部入れていて、それが非常に質を上げていいというような場合もありますし、なかなか難しい問題だと。ただ、常識的に、医師とか歯科医師の方が、本当にそういう方で、嚥下障害とか、耳鼻科の先生とか、発達障害の先生とか、そういう先生で言語聴覚士の教員として来たいという方がたまにいますよね。そのときに、そういう希望者は本当にわずかですので、今のこの医師と歯科医師の需給の中で、そういう分野の教員になりたいということについて、言語聴覚士が何名という形で、ここでまた書き込むという形にするのかしないのか、なかなか難しい問題だと私は思いますけれども、言語聴覚士ということで、例えば6人以上のところ、5人以上は言語聴覚士にするとか、こういう政省令の書き方というので、どうなのかなという気はしているのですけれども、私は、こういう形でやっておいて、たまに、医師とか歯科医師で情熱がある方が教員になりたいというのがあれば、それはそれで一人二人その中に入りということだと思いますので、ここで、例えば言語聴覚士というのをどういう形で入れるのかどうかというのは、ちょっと私自身は非常に難しい問題もあって、正直言って、この話は、深浦先生と私のほうで調整をしておりますけれども、どうかなという気はしているところでございます。PTとかOTみたいに、基本的に6人、5人、4人、全部言語聴覚士で、医者とか歯科医師を配置するのであれば、そのプラス要素として配置してくださいよと、こういうことで整理をつけるのかどうなのかということかとも思っておりますけれども、まあ、そんなところです。

○江頭座長 ありがとうございます。

深浦先生、今のと関係する内容ですか。

○深浦構成員 そうです。

○江頭座長 では、お願いします。

○深浦構成員 「医師、歯科医師、言語聴覚士またはその分野を専攻する者」というので、この「またはその分野を専攻する」というのが、心理とか教育とか言語学とかそういうものを指すのだと説明を受けていました。つまり、言語聴覚士の最低限の人数を、現行は既に3年以上では5人以上となっていますので、そこら辺で決めたほうが、言語聴覚士の教員の数を専任教員としてきちんと手当するという意味でいいのではないかと思って、先ほど意見を述べたということです。

○高木構成員 これを見ると、現行はこれと同等以上のものを専任教員とするとなっていますが、それが右側の具体的内容になると、まさに深浦先生がおっしゃったように、医師、歯科医師、言語聴覚士の専任教員とするということで、この「同等」というのが外れていますから、深浦先生のそういう要望どおりになっているということではよろしいのではないですか。

今、そうなっていますよね。右側を見ると、3年以上が6人以上で、医師、歯科医師、言語聴覚士の専任教員とする。要するに、心理職とかそういう方々については専任教員としては認めないということになっているのではないですか。

左側の現行のほうは、逆に、「またはこれと同等以上の学識経験を有する者」ということで、今までそういう心理職の方などを認めてきたのを、右側の事務局の方々が御苦労された原案で言うと、そういう形になっているのではないですか。

○深浦構成員 板橋さん、これ、どうでしたか。僕の理解は間違っていますか。

○医事課板橋 高木先生のおっしゃっているとおり、一応内容としては、要望を構成員の先生方の御意見等を踏まえてつくらせていただいたものがこちらとなります。先ほどの深浦先生がおっしゃられたようになっていたのは、とは言え、医師、歯科医師、言語聴覚士等という方たちだけという規制になってしまうと、例えば、現行の5人または人数を増やして6人の中で、医師だけということにもなり得てしまう。だから、言語聴覚士の専任教員というのは、この中にさらに人数制限を設けることでということを考えられたというような御説明を盛り込まれたという理解ですが、そういったものでよろしかったでしょうか。

○深浦構成員 すみません、よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いします。

○深浦構成員 今、解釈は恐らく高木先生もおっしゃった、「またその分野を専攻する者」というのがどういうものかということになるかと思うのですよね。「または」なので前にかからないのだろうと思ったのですが、「その分野を専攻する者」が、医師、歯科医師、言語聴覚士だけを示すのかということで、これはちょっと重要な点だという気がします。

○医事課板橋 事務局でございます。

そこに関しては、「その分野を専攻する者」というところ、これは深浦先生がおっしゃ

ったように、心理学のところとか、特に専門基礎課程の部分が言語聴覚士の先生以外の方が教えていることが多いという情報をいただいております。それについては、専門基礎分野は、専任教員以外が担当することが多いということを団体の要望、補足の情報としていただいております。つまり、人数として、医師、歯科医師、言語聴覚士に限ってしまうような書きぶり、また、過去のところ、これと同等以上の学識経験を有する者、言語聴覚士の資格は法制定時に言語聴覚に関する業務を行っていた国家資格を持たない者も教員として雇用していたというところもありますので、そういった方々がやられていましたが、その職種だけという制限をしてしまうと、「心理学等」というところの教育が行えなくなってしまうというところも配慮しての文章と、これは見ていただければと思います。

○深浦構成員 ですから、「その分野を専攻する者」は、例として言えば、そういう心理学とか言語学とかそういうものを専攻している方という意味ですよね。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○深浦構成員 だから、言語聴覚士とか、医師とか、歯科医師を指すものではないと。

○医事課板橋 そうです。今回の教育の内容のところ、指定規則のところでの科目の部分に関して、専攻する者のことを指しております。

○深浦構成員 そういう意味で、先ほど申し上げたように、このうち何名を言語聴覚士の専任教員という形をきちんと明記したほうがいいのではないかと申し上げました。

以上です。

○江頭座長 分かりました。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 質問とかをちょっと聞かせてほしいです。

○江頭座長 お願いします。

○安保構成員 先ほど、専任の授業が増えますし、研修の数も増えるから、常識的に言うと、専任教員の増員は絶対的なものだと思うので、今の教員の責任者の人も増やすのは必要だとおっしゃっているのですけれども、法人の代表者の2名だけは増やさなくてもいいという御意見ですけれども、難しいかもしれませんけれども、この方は、3年課程なのか、2年課程なのかとかありますか。

○高木構成員 それは2年課程です。

○安保構成員 そうですか。

というのは、いただいた資料の4ページに、単位数に伴う現行の専任教員数の1人当たりの1週間の増加時間数がありますけれども、2年以上では1.3時間、3番目に働いている時間ですよね。2年課程の人が34時間なのですよ。これに増加したものをつけ加えても40時間以下になるわけですよ。

逆に言うと、こういう2年課程の人で、短い間にしっかり教えなければいけないということは、それだけ学生指導をしっかりしなければいけないということだと思うのですよね。なので、何でこの34時間が出てくるのだろうというのがすごい不思議に思うわけなのです。

よ。なので、ここのところの質を上げる。4年制大学とか、3年課程であれば、4年制大学は全く問題ないと思うのですけれども、問題なのは、2年課程のこの働いている方たちにちょっと怒られそうですけれども、ここの学生指導の数をしっかりやるという条件の下、増員をということをししないと、質的な向上が出てこないと思うのです。

○高木構成員 高木です。

この説明を、ST協会を悪者にするわけではありませんけれども、このアンケート調査はずさんで、何のためにST協会がこういう調査をされたのか。たしか二、三校しか返事もなくて、それで、私自身は不思議だと思ったのは、先生も大学の教員ですからよくお分かりのように、例えば週に何こまか授業をやって、臨床もやって、会議もあってと。それで、空いている時間などでも学生指導をしたり、いろいろな形があるわけなので、例えば2年課程のところで見ると、研究とかその他で9.何時間とかね。もともと2年課程は、大卒2年課程ですから、所沢の国立障害者リハビリセンターに附属されていて、非常にレベルの高いところが、それこそ私の若い頃は、所沢の国立障害者リハビリセンターの2年課程などは、それこそ東大とか慶應、早稲田を出たような人たちが言語聴覚士に入るといって、みんな研究とか何とかも一生懸命競うような、日本のリハビリテーションの言語聴覚の夜明けをつくったような方々がいるようで。

私、この資料を見たときに、2年課程だって、研究、その他などというアンケート調査を言語聴覚士会がして、これは意味があったのか。それもたしか2校か3校でしょう、返事が来たのが。私どもが、この現行の専任教員の実務状況を見無視して書いて、ほとんど意味のない調査だと私自身は思っています。それで、私どものほうは当たり前ですけれども、教員の先生方は教員の数を増やしてほしい。経営者のほうは、人件費がもったいないから減らしてほしいということになる可能性があるわけなので、私が指示をし直して、西田君のところ、経営者と教員の方とか両方にアンケート調査をしたと。当たり前ですけれども、8割、9割、みんな実習時間も増え、単位数も増えるわけですから、教員の数を増やしてくださいということで。逆に、経営者サイドからは、たった2人から何とかならないかと。

ただ、これはここに書いてあるのは別問題で、定員が割れている学校が、経営が大変になるという話を書いてありますけれども、結局、定員が割れた話は、また別問題として協議しないと、大学などでも、定員が割れている学校の定員を減らすとか、ただ、実態的に言うと、定員が割れている学校で、学生が少ないからと言って、授業科目が減るわけではないので、さっきも申し上げたように、聴覚とか、音声とかを分けて、ある程度専門家を少し置いて、きちんとした学校をつくらうと思うとあれなので。ですから、ここのところのアンケートは、何のアンケートか、ちょっと意味のないあれで、そこは無視していただいて、我々がきちんと最終的なアンケート調査をし直したほうを見ていただければと思いますので、先生のおっしゃるとおり、これは何なのだという話なのですよね。

○江頭座長 高木先生、ありがとうございました。

次の論点もあるので、時間も限られていますので、結論というか、まとめを出す方向に行きたいのですが、深浦先生、何か追加がありますか。

○深浦構成員 今の点だけちょっと補足させていただきます。

高木先生からも怒られたのですが、これは急遽、要望書を提出する前の事前打合せのときに、いろいろデータを出すときに、ここの授業時間数がどれぐらいだろうということで、基本的にそれだけ調べて、後の項目をそれにいろいろ加えたのですが、ここの下のほうにあるように、月曜から金曜までの勤務について集約しています。

2年制においては、先ほどからちょっとありますように、講義数は多くて、金曜までに収まらずに土曜日も開校しているところもあるわけです。それが加味されてなかったりしているので、最終的に週大体どの養成課程でも40時間であろうということを言っております。

それから、先ほどありましたように、学生数がいて、そして、講義も同じだけやる、学生指導もやるというときに、教員の絶対数が少ないわけですよ。そうすると、一人一人の教員に対する負担は、この2年課程とかのほうで現状も非常に大変であるという実情がございますので、ぜひ、この増員をお願いしたいというのが、今回の我々の要望であります。

以上です。

○江頭座長 土井先生からも御意見をいただいております、参考資料10の2.ですけれども、専任教員の増員を審議することは質と関係するので重要であると。

ただ、それぞれ一律に「1名増員」とするための根拠が十分まだないのではないかとというのが土井先生の御懸念ということかと思えます。時間の件については、出ているとおりのことかと思えますが、どうなのだろうと。これがうまく使えないのであれば、ますますよく分からないと。

それから、裏に行きますと、人員が配置されていないのが76.2%、本当に大丈夫なのかということなのかなと思えますけれども、危惧はしているということと、自由度を認めてもいいと。どちらかということ、増やす方向はいいとして、今回、義務化するところまでは行かなくてもいいのかなという御意見なのかなと。御本人が聞いておられるかも分かりませんが、こうなのかなという感じです。

先ほどのところで言うと、もうちょっと具体的な結論的なことで言うと、7ページですけれども、案1で増員するか、案2は増員を推奨するか、これをどちらかというところの方向性は今日決める必要があるかなと思っておりますが、どうでしょうか。ちょっと端的な御意見をいただけたら。

安保先生、お願いします。

○安保構成員 増員はいいと思うのですが、ただ、先ほど4ページの表が気になるので、土曜日の集計が入るのだったら、1週間の平均時間を表に示して、集計を除いて、2年課程も40時間あるのだったら、しっかり40時間の数をつけ加えて、この表自体を直し

たほうが良いと思います。

多分、土井先生もこの表を見られて、ちょっと引がかかるところがあったと思うので、どうしても常識的に考えて、数を増やすことは大事なことだと思うので、質の担保ですね。ただ、この表だけはちょっと直されたほうが良いのではないかと思います。

すみません、以上です。

○江頭座長 今、ちょっと聞きそびれました。案1、案2のどちら、もしくはそれ以外、どちらですか。

○安保構成員 増やしたほうが良いと思います。

○江頭座長 両方そうなっているのですけれども、書きぶりです。

○安保構成員 この表を直してほしいということ。

○江頭座長 今の私が聞きたいのは、案1、案2のどちらですかということ。あるいは、今はお答えを保留されるでもいいですが。

○安保構成員 僕は案1です。

○江頭座長 深浦先生も案1ですよ。

○深浦構成員 そうでございます。

○江頭座長 神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 教育をよくしたいというふうな、高木先生、深浦先生の思いはよく分かりました。ただ、先ほどの西田さんからお示しいただいたお話、アンケートの中で、既に多くの学校が教員の増員をするという意味をお持ちになっているけれども、その中でも、そうでもない、現行のままで頑張っているいろいろな工夫をしてやっていきたいという御意思を持っていらっしゃる学校もあると捉えると、増員することについては、決め打ちして、必須要件としなくても、それが必要と思われる学校はきちんとする。そうでなくて、ほかのやり方で、あるいは、専任教員の増員ではなくても、非常勤の先生方を活用して十分にできるとお考えの学校もあることを踏まえたと、これを義務的に案1とすることには、どちらかというところは懸念するところ。私としては、「推奨する」の案2の段階で今のところよろしいのではないかと考えています。

○江頭座長 ありがとうございます。

教育の質を上げる方向は、多分皆さん合意されていると思うのですが。

○高木構成員 よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いいたします。

○高木構成員 私は、この会はちょっと不思議で、私は一応学校経営者を代表して出てきて、今まで、学校協会はどちらかというところ経費を減らしてくれ、そういう議論の中で、私も長い時間をかけて協議の先生方、連絡会議や、また、言語聴覚士協会と調整をしてきたわけです。何度も申し上げますけれども、当初の言語聴覚士協会とか先生方の御意見は、3名程度増員をしてくれというのを、私が何とか1名でという話にしているわけですので、この話がもし本当に努力目標になれば、理学療法士・作業療法士の教育より



も教員の数が少ないことになるわけですね。我々は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協会がリハビリテーションの3職種として一緒にやっているわけでございます。

そのときに、例えばPT、OT、STの皆さんの研修状況の点数も話し合っ、時間も一元化してくる、学校の時間数とか単位数なども、実習時間をできるだけあれしていくということで、このページを見ていただいても、診療報酬基準などは7名以上とか、看護師さんとかは8名以上という中で、何とかPT、OTのところは6名という形で、これも本来、PT、OTのときも議論があっ、7名にしてくれという話が随分あつた中で、6ということで、話はある程度そういう形になっているわけです。

もし、もともと言語聴覚士さんは非常に複雑な、ある意味では非常に広がりのある学問体系の中で、もし、PT、OTよりも教員の数が横並びの中で、少なくてもいいということになれば、我々団体も持たないし、それと、私ども学校経営者と教員との信頼関係がゼロになります。この数年間積み上げてきた皆さんの要望を聞いて、1人は増やそうねと。それで、ある意味では我慢してくれと、こういう話でやってきたもので。それこそ日本言語聴覚士協会も、深浦先生も、組織として動くのかというぐらいにこれは大きな問題で、少なくともPT、OTと同じレベルにはぜひお願いしたいというのが私の気持ちです。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。

○土井構成員 すみません、土井です。

○江頭座長 お願いいたします。

○土井構成員 本日は、出たり入ったりで、大変失礼しております。申し訳ございません。

まず、私の質問書・意見書の定員数のところですが、先ほど安保先生からも御指摘がありましたように、ST協会が実施された専任教員の実務状況というこの数字を見て、こういうふうな意見書を書かせていただきました。研究あるいはその他としての10時間あるいは20時間ですね。これがどのような内容のお仕事をされているのかなというのが少し分からなかったものですから、そういった時間を有効活用できないかなということで、この意見書になっておりますが、先ほど高木先生からも、それから、深浦先生からも、この調査の実情といいますか、経過に関しても詳細に御説明いただきましたので、やはり大変なのだなということは十分に理解できました。

それから、言語聴覚士の方の教育の質を上げていく、質を担保するという意味で、現状のそういった専任教員の仕事量が大変だということですので、ここの意見書の4)に書かせていただきましたけれども、非常勤講師とか外部講師を活用して、私はそういう部分もカバーできるのかなと。それから、先ほど申し上げたように、研究、その他の時間を活用してカバーできるのかなと思っておりますけれども、そういった部分がどうしても難しいということであれば、案1のほうに私の意見を変更してもよろしいかなと思っております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの皆様、もしよろしければ御意見いただければと思います。

内山先生、お願いします。

○内山構成員 現場で30年以上言語聴覚士をしておりますけれども、20年前、10年前、今というふうに、現場に就職される学生さんのタイプ・質は明らかに全然違うわけでした。今の学生さんの特性もあると思いますが、そういうことを考えると、しっかり教育をした人を現場に送ってほしいということを考えたら、僕は案1でお願いしたいなと思っております。

以上です。

○江頭座長 鈴木先生、お願いします。

○鈴木構成員 鈴木です。よろしくお願いします。

私は案1に賛成です。私自身、第5号校大卒2年課程で現在教員をしております。ここまで話題になっていた1週間当たりの時間数では、正直、働いている者としては、1週間当たりの時間が34時間ということは、平均と言っても実際そんなことはあり得ないというのは感じております。

学生指導の時間が短いことに関しては、カリキュラムがかなり詰めた状態ですので、朝から1日4こまの授業を1週間続けてやると、学生指導を実際に行える時間が少ないところから、このような時間が出ているのかもなということは資料を見て感じておりますが、実際にはこういったことが起こり得ないように思っております。

それから、アンケートの結果で、教員の増員を不要と考える方の意見というところで挙がってございましたけれども、どちらにも共通しているのが、事務員のサポートを増やすであったり、事務的業務の軽減というところで、事務部分との調整が挙がっていたかと思っておりますけれども、確かに事務作業量の負担は実際多いのは事実ですが、今回、事務的な作業量の中の1つに実習に関わることが大変多くあるというのが実情としてあるかと思っております。今回、実習の実務調整者を専任教員から1名以上配置するというものが盛り込まれるとした場合、そこにも1人割かれて、かつ教員の増員がないということは、これまで以上に5号校の学校4名で今やっておりますので、1人当たりの負担はさらに大きくなるのではないかと懸念を持っております。

案1：増員するということに賛成をさせていただきます。以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

深浦先生、どの件でしょうか。

○深浦構成員 今の追加ですが、私の立場上、教員の方たちの勤務状況が厳しくなることは避けたいです。できるだけそういうことを避けながら、教育の質を担保していきたいと思っております。

そういう意味では、科目数も上がり、鈴木先生もおっしゃったように、実習指導なども

手厚くやっていかななくてはいけないということになってきたときに、当然、このままの人数だと勤務が過剰になることがあります。こういうことが起こると、私自身の責任問題だという感じを受けますので、ぜひ、皆様方には御熟慮をお願いしたいなと思っております。

○江頭座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいですかね。

○神村構成員 神村ですが、よろしいですか。

○江頭座長 はい。

○神村構成員 ちょっと伺いたいことがあるのですが、例えば6人以上となった場合には、これは頭を6人にしろと言っているわけではない、例えば5人も5人を限度としろと言っているわけではないのですけれども、学校としては、それ以上に御自分の学校の質を向上するために教員数を増やすとかそういうことはあり得ないということなのですか。

どうぞ、できる学校は増やしていただいてもいいのではないかと私は思うのですけれども、最低限のところでは5人とか6人とか、今そういうお話をしているのであって、増やせないということではなくて、学校の方針として、制度はこうなっているけれども、もう一人増やそうとか、そのほうがむしろ褒められるのではないのかなと思ったので、私の誤解であれば、そのように教えていただければと思います。

○高木構成員 もちろんいろいろな学校があります。これは最低基準ですから、例えば大学などでは、それこそ倍とか数倍やっている学校もいっぱいあると思います。しかし、最低がやはり重要なんです。私は、最低のことさえ守らなくて、お金がないから教員の数を増やしたくないとか、学生が集まってないとか何か言って、そういう学校が、若い学生が夢を持ってリハビリの学校に入ってきたのに、絶望して、我々の学校協会に来て、そういうところについて先生をきちんと雇ってくださいとか、いろいろなお願いをしているわけで。当然ですけれども、全国の学校の大半は、法的点数以上を持っていますけれども、最低これだけは先生を置いてくださいと言って、教員の側の願いと、本当は教員の人たちはもっと増やしてほしいという気持ちが強いのだと思いますけれども、我々学校経営者の中で合意した話でございますので、何とかこれで御了解いただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

時間もかなり押していますので、全会一致ということでは多分ない感じです。御意見はよく伺いできたと思いますので、一旦、この件は引き取らせていただいて、今後、御意見を踏まえて落としどころを事務局で用意させていただこうかなと思っていますので、そちらで今日については御了承いただければと思います。

あと、ちょっと時間もないところですが、あと幾つか。9ページ目、「専任教員になるための要件」の事務局提案についてということで、こちらはいかがでしょうか。また、ぜひ御意見をいただければと思います。

○深浦構成員 深浦ですが、よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いします。

○深浦構成員 今、ここに出ていますページのところは、先ほども申しあげましたので、二度になるのですが、言語聴覚士の「うち何名」というのはぜひしていただきたいと思います。

○江頭座長 その御意見は先ほどのこととも関係しますので、承りました。

ほかはいかがでしょうか。

こちらはよろしいでしょうか。質の担保ということかと思いますが、こちらについては、今の深浦先生の御意見以外のところですが、特段の……。

そうしますと、こちらの提案をおおむね御了承いただいたという方向で。また、深浦先生の御意見も含めてというところは、修正点については、事務局と座長に一任いただければと思っております。

最後、10～11ページの厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習の事務局提案というところで、こちらはいかがでしょうか。

こちらはよろしいですか。

○高木構成員 もう時間ですので、とにかく座長に一任いたしますので、事務的に、今日出たところを整理していただいて、次に言っていただければと思いますので、ぜひ、座長さんのほうで整理していただいていいのではないかと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

それでは、ありがとうございました。

いろいろな意見を伺えたということで、それを踏まえて、新たな提案をしていきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議題は終了となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

○双川医事課長補佐 事務局です。

次回検討会の日程は、3月17日（水）16時から、今回と同様にウェブ開催となります。よろしく願いいたします。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

それでは、本日の第7回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」は終了とさせていただきます。また、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。